

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 引取業者・フロン類回収業者 登録申請等にあたっての留意事項

登録申請に必要な書類

【主務省令第46条、第50条】

	必要書類	引取 業者	フロン類 回収業者	
1	引取業者登録(登録の更新)申請書(別記様式29)	0		
2	フロン類回収業者登録(登録の更新)申請書(別記様式30)		0	
3	法第45条第1項各号に該当しない者であることの誓約書(別記様式31)	0		
4	法第56条第1項各号に該当しない者であることの誓約書(別記様式33)		0	
5	登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し(本籍(外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)	0	0	
6	登録申請者が法人である場合においては、商業登記法による登記事項証明書 (履歴事項全部証明書に限る。以下「商業登記事項証明書」という。)	0	0	
7	登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し、法人にあっては商業登記事項証明書	0	0	
8	引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナー に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する 書類	0		
9	フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。)の所有権を有すること(フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類		©	
10	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類		0	

[※]商業登記事項証明書、住民票の写しについては、申請日の直近3月以内に発行されたものを提出 してください。

登 録 申 請 手 数 料

手数料は「北海道収入証紙」による納付となります。あらかじめ必要額分を購入し、ちょう付用紙に貼り付けてください。

使用済自動車引取業者登録申請手数料	5,	250円
使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料	5,	250円
使用済自動車引取業者登録更新申請手数料	5,	250円
使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料	5,	250円

変更届出に係る添付書類等

	変更事項	添付書類等
1	・氏名又は名称及び住所並びに法 人にあってはその代表者の氏名	①誓約書 引取業 (別記様式31) 70)類際(別記様式33) ②個人にあっては住民票の写し、法人にあっては商業登記事 項証明書
2	・ 事業所の名称及び所在地	○誓約書 引取業 (別記様式31) 70)類際(別記様式33)
3	• 役員	①誓約書 引取業 (別記様式31) 70) > 類 (別記様式33) ② 商業登記事項証明書
4	• 法定代理人	①誓約書 引取業 (別記様式31) 70/腳牒 (別記様式33) ②法定代理人の住民票の写し ③法定代理人が法人の場合は商業登記事項証明書 ※当該変更に係る者に限る
5	・使用済自動車に搭載されている エアコンディショナーに冷媒と してフロン類が含まれているか どうかを確認する体制	①誓約書 引取業 (別記様式31) ②引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエア コンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれている かどうかを確認する体制を説明する書類
6	・フロン類の種類・フロン類回収設備の種類・フロン類回収設備の数(フロン類の種類の変更が伴うもの)	①誓約書 70)類(別記様式33) ②フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。)の所有権を有すること(フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

登録申請・変更届出の提出先(送付先)

次の宛先に郵送又は宅配便等による提出をお願いします。 また、当課へご持参いただいても結構です。

提出先 (送付先) TO60-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 (送付先) 北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係

電話 011-204-5199 ファクシミリ 011-232-4970

お問い合わせ E-mail: kansei.kanhail@pref.hokkaido.lg.jp